

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 05：日高 市町村 09：えりも町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注 1)
		林班	小班		
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	1~3、5、7、9、11、12、14、16、18、22、24、26、29、 40、41、43、46~48、51、104、107	80.75	
		2	1~6、8~10、13、18、19、21、23~26、28~30	53.28	
		3	1~6	55.28	
		4	全域	45.35	
		5	全域	87.96	
		6	5、14、19、20、22、27~30、34、36、39、40、42、 43、49	16.59	
		7	4~11、13~16、20~29	76.72	
		8	1~4、10~12、14、16、17、19、23、24、27、31~35	60.02	
		9	1~4、7、9~12、14、15、17~19、21~23、25~28、 31、41、43、44、46、51、53、56、71~74、76、79	53.67	
		10	1~3、5、8、9、11、16、24、25、31、34、37、41、44、 45	15.25	
		11	1、2、9、10、13、21	42.04	
		12	1~5、7、11~13、15~19、22、23、32、34	29.28	
		13	1、8~11、13、14、16、18~24、26、28	49.58	
		17	1~3、5~8、11~13、15~19、31、33、34、36、45、49 ~53、55、56	71.47	
		18	1、2、5~7、10、12、14、15、17~20、22~26、28、 29、31、33	22.49	
		19	1、2、7	6.21	
		20	2、3、5、7、8、10、17~21、23~25、27~31	35.26	
		21	1~7、9~11、15~17、19、22、23、25~30	33.05	
		22	1~22、24、26~28、30~35、38、40~42	53.87	
		23	1、2、6~11、14~17、19、21、24~30、34、35、37、 40	71.46	
		24	1~8、11~13、15、19、20、23、24、26、27、29	18.93	
		25	2、4~9、11、12、14、17、19~21、23~25、27、30~ 32、34、36、41、48	21.56	
		26	4、6、13、16、27、28、41、46、47、51、52、54、55、 57、58、60、61	70.75	
		27	1~3、5~7、10~14、17~20、23~26、30~38、41	65.25	
		28	3~5、7~11、13~15、17、20、21、24~27	61.92	
		29	1、3、4、6~8、10~14、20~22	42.14	
		30	2、4、7、9、11、13、18~21、23、26、33、34、37~ 39、41、46、47、51、52、54~56、58、59、63、67~ 71、76、79、80、83、84	62.44	
		31	1~5、8~12、16、18、22、23、27~34、36~39	45.15	
		32	1、4、6~9、11~14、16、17、19~24、30~35、39、41 ~43、46~49、53、54、56~60、62、71、77	77.77	
		33	2、4~8、14~19	63.86	
		34	2~5、8、10~13、18~26、28、29、31~37、39、41、 50	59.99	
		35	1、2、4、5、7~17、19~25、27、31~34、39、43、48、 51、53~55、58、61、62、67~70、72、76~78、82、 84、85、91、99、100	48.72	
		36	4、8、10、11、16~19、38、40、42、44、48、49、51、 52	37.96	
		37	1~8、11~16、18~25、27~37、39、41、46	93.07	
		38	1、3、5、9~11、13、14、17、19~22、25、30~35	52.10	
		39	1、6~9、12、16、18、20、22、25、27、29、30、33、 36~39、43、47、59、62、64、65、67、68、73~82、85 ~88	45.83	
		40	6	0.96	
		41	2~6、12	66.44	
		42	1、6、8、12、13、16、20、21、23~29、33~38、41~ 44、47~50	27.93	
		43	1~4、7~9、30~32、39、40	47.88	
		44	1、3、5~10、13~16、18~20	54.65	
		45	3、5~9、11	13.48	
		46	1~4、6~16、18~22	85.45	
		47	1、2、4~9、13~15	58.55	
		48	全域	19.00	
		49	全域	30.48	
		50	全域	18.12	
		51	7、9、14、17~19、21、22、27、31、34	44.16	
		52	1、2、4、6、7、10、12、14、15、17~19、21~26、28~ 30、33、34、36、41	65.46	
		53	1~17、19、21~25、30、31、33、34、36~40	66.03	
		54	1、3、5~11、15、16、29、31、33~36	53.10	

主伐林齢：標準伐期齢+10年以上
皆伐面積：20ha以下

55	1、4、6	17.04
61	1、4、5、74、76、77、84	40.56
63	1~3、5、7~10、17、18、20、35、36	12.01
64	1~9、11、13~35、37~42	72.52
65	全域	87.40
66	全域	92.56
67	全域	59.16
68	全域	67.92
69	全域	49.64
70	全域	74.83
71	1~19、25~59	66.76
72	1~23、26~58	65.48
73	全域	59.32
74	全域	61.52
75	1~3、8、17、19、37、38、40、41、54	46.66
76	4~6、9、13、15、16、20、21、23、25、27~30、32~34	58.95
77	1~12、14~17、19、20、23~68、70~74	93.36
78	1、3、10、13、14、16、18、22~24	11.00
79	1~5、8、10、12~14	71.71
80	全域	75.36
81	1~14	44.13
82	全域	12.62
83	1~3、5~7、9~19	32.64
84	1、8、10、12、13、15、17、20、21、26、27、40~44、46~50、53	36.02
85	1、7~12、17~22	60.64
86	1~10、12~22、24、26~42	86.03
87	全域	46.95
88	1、3、5~12、14~27	55.29
89	1~7、10~22、24	45.85
90	1~10、12~22	61.65
91	1~39	57.82
92	1、14、15、17~30、33、35、36	69.44
93	2、3、6、8、10~12、16、17、19~27、31~38	82.75
94	2~8、15、20、21、24、26~29、34、35、37~43、46、52~57、59~61、63~69、71~78、82、84、87、88、90、101、108、109、112、114	51.61
95	8~10、12、13、18、20~22、24、25、28、35、36、38、39、44~47、52、54、56~58、60~62、64、67~69、71、74、77、78、80、84、86~88、90~100、102~107、109、112~115、117、119~127、131、140、152、153、155、156、159、162~172、177、178、180、205、207、212、214、218、219	73.61
96	1、2、4、5、7、8、10~17、19~25	62.93
97	1~14、16~19、21~26	62.31
98	1~3、5~8、10、13、14、17、21、22、28、32、35	32.30
99	3~8、10~12、15、20~24、35、36、39、42~45、49	50.22
102	全域	37.24
103	全域	96.52
104	1~10、12~15、17~119	119.36
105	1、3、4、6~85、89~92、94~111、113~130	102.42
106	全域	23.92
107	全域	122.93
108	1~21、24~32、35、36	119.68
109	全域	72.76
110	全域	75.84
111	1~9、12~24、30~32	133.70
合計		5,591.65

伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
合計		0.00	

山地災害防止林、生活環境保全 山地災害防止林、生 林、保健・文化機能等維持林 活環境保全林、保 健・文化機能等維持 林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)	該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
	合計		0.00		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	19	6	0.48
			25	42、43、45~47、49~52	4.16
			26	15、19、56	2.96
			27	27	0.60
			29	17~19	0.96
			30	3、87	2.20
			31	43、44	0.40
			35	29、64	0.28
			46	17	2.79
			47	10	3.00

主伐林齢：標準伐期齢以上
伐採率：70%以下
その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

		78	19、21	13.68	
		84	55～60、62	0.96	
		92	34	0.12	
		95	30～34、41、141、181～183、188～193、195、197、199、200、208、209	4.52	
		96	3、6、9、18、26、27	18.45	
		合計		55.56	
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	9	42、57～70	1.92	
		10	26、40	1.16	
		23	41～45、50～52	0.57	
		34	1、27、42、45、47、48	7.15	
		95	23、147、148	1.08	
		97	20	2.32	
		108	33、34	1.72	
		111	28、33～39	2.96	
		112	全域	10.09	
		合計		28.97	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を 維持する
	特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき 森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積 を維持する
		合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし		
		合計		0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な 林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上